

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から60年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚以降、妻が市役所で保険料を納付していたはずであり、生活面においても特に納付が困難な状況が思い当たらず申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間前の昭和55年10月から56年3月までの保険料が同年10月に過年度納付され、申立期間直後の60年4月分の保険料は62年3月に過年度納付されていることが確認できるが、申立人及び申立人の妻は、現年度納付の記憶しか無いとするなど、保険料の納付方法も曖昧である。

さらに、申立人は、昭和60年5月以降、5回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていない上、申立人の妻も、20歳から国民年金の強制被保険者期間があつたにもかかわらず申立期間を含めて国民年金に加入していなかったことから、国民年金制度への関心は高くなかったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年4月までの期間及び59年3月から60年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から55年4月まで  
② 昭和59年3月から60年1月まで

平成3年5月に妻が市役所で私の国民年金の加入手続をした。この時に、夫婦二人分の同年2月分の保険料と併せて、私のこれまでの未納保険料23万円を特例納付したので、申立期間について未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の家計簿に保険料納付額を示す記載があることをもって、申立期間の保険料を納付したと主張している。しかし、同家計簿によると、「国民年金 24.6 万円」との記載は、平成3年5月及び同年7月の各欄外上段の2か所にあり、同年6月の支出欄に記載された「国民年金 8,400×2名（1か月分）16,800」の記載方法とは異なることから、申立人の妻に確認したところ、家計簿の欄外上段には、回収すべき債権や会社積立金など、備忘録的な記載をしていたとのことであり、当該月の支出を示すものではなかったとしている。

また、申立人が提出した「平成3年分の所得税の確定申告書（控）」についても、社会保険料控除の項目には、国民年金保険料が1万6,800円と記載されており、申立人及びその妻の平成3年2月分の保険料額と一致しているのが確認できるだけである。

さらに、平成3年5月は特例納付の実施期間では無く、この時点で申立期間の保険料は時効により納付できないほか、市役所の国民年金の担当窓口では、現年度保険料を含めて現金授受を一切行っていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

昭和48年11月の結婚を契機に私が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、過去2年分の未納保険料を納付できるとのことから、46年4月から48年3月までの国民年金保険料を遡及<sup>そきゅう</sup>して納付した。この後の保険料は、私や妻が市役所か近くの金融機関で納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入者の取得日から、昭和53年1月に国民年金の加入手続をしたことが推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する年金手帳は昭和49年11月以降に発行された三制度共通のもので、加入手続をしたとする48年11月には発行されていなかったほか、申立人自身もこれまで交付された年金手帳は、加入手続をした時に交付された一冊のみと述べている。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの保険料は、申立人が夫婦二人分の保険料を過年度納付したと主張するが、市の国民年金旧台帳によると、申立人夫婦の50年4月から52年3月までの保険料は53年1月11日に過年度納付したことが確認できるとともに、申立人は、過年度納付したのは、これまでに一回だけであるとしていることから、この過年度保険料の納付と申立期間の納付を混同している可能性は否定できない。

その上、昭和48年4月から50年3月までの保険料は、申立人夫婦が市役所か近くの金融機関で納付していたと思うとしているだけで、共に納付時期や納付金額の記憶は無いとしているなど、保険料納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

昭和48年11月の結婚を契機に夫が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、過去2年分の未納保険料を納付できるとのことから、46年4月から48年3月までの国民年金保険料を遡及<sup>そきゆう</sup>して納付した。この後の保険料は、私や夫が市役所か近くの金融機関で納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入者の取得日から、昭和53年1月に国民年金の加入手続をしたことが推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する年金手帳は昭和49年11月以降に発行された三制度共通のもので、加入手続をしたとする48年11月には発行されていなかったほか、申立人自身もこれまで交付された年金手帳は、加入手続をした時に交付された一冊のみと述べている。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの保険料は、申立人が夫婦二人分の保険料を過年度納付したと主張するが、市の国民年金旧台帳によると、申立人夫婦の50年4月から52年3月までの保険料は53年1月11日に過年度納付したことが確認できるとともに、申立人は、過年度納付したのは、これまでに一回だけであるとしていることから、この過年度保険料の納付と申立期間の納付を混同している可能性は否定できない。

その上、昭和48年4月から50年3月までの保険料は、申立人夫婦が市役所か近くの金融機関で納付していたと思うとしているだけで、共に納付時期や納付金額の記憶は無いとしているなど、保険料納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年3月まで  
昭和52年9月にA町に転入した時に役場で国民年金の加入手続きをしたところ、20歳からの未納保険料分の納付書が送付されてきたため、10万円から15万円ぐらいを役場の出納室の窓口で納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿や確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月31日に払い出されたことが確認でき、資格取得日を20歳到達時まで<sup>さかのぼ</sup>遡ったものと推察されるが、その時点で国民年金の加入手続きを行ったとすれば、申立期間の保険料の一部は時効により納付することができず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A町役場の出納室の窓口で過年度保険料を納付したと供述しているが、町では、過年度保険料の収納事務を行っておらず、申立人の主張は客観的事実に符合しない。

加えて、申立人は、昭和51年4月から52年3月までの期間及び52年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を、同年12月に2回に分けて納付しており、このことと申立期間とを勘違いしている可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年3月まで  
昭和39年3月に結婚して間もなく、当時の妻（平成元年離婚）が私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を納付していた。  
申立期間の保険料について当時の妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、関与していたとされる申立人の当時の妻からは、供述が得られないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、昭和41年12月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の保険料の一部は時効であり納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から53年5月1日まで

A社に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社に外務員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所が加入する健康保険組合の被保険者記録から、申立人は申立期間において、A社に勤務していたと認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A社において、昭和46年3月11日から47年7月31日までの期間となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

さらに、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和46年3月11日から47年8月1日までの期間はA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、同社は、49年6月1日に厚生年金基金に加入しているが、申立期間における申立人の加入記録も確認できない。

加えて、A社に申立人の雇用状況等について照会したところ、「申立人は、外務員として当社に勤務していた。しかし、当時の関係資料が残されておらず、勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」との回答を得ており、また、申立人同様、同社に外務員として勤務していた者に照

会したところ、「外務員は歩合給であることから厚生年金保険に加入させてもらえなかったので、私は国民年金に加入していた。」との供述を得ているほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 58 年 4 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社が経営する飲食店の支配人として勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の供述から、申立人はA社に勤務していたことを推認できるが、雇用期間の特定はできず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が一緒に働いていたとする同僚に照会したところ、「申立人は勤めていたが、勤めていた期間やどこの店に勤めていたかは分からない。また、厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」との供述であり、当時、A社に勤務していた者に照会したところ、「申立人はBという店に勤めていたが、勤めていた期間や厚生年金保険の加入状況は分からない。」との供述を得ている。

このほか、社会保険事務所の記録によると、A社は、既に適用事業所に該

当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、供述等を得ることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 47 年 3 月 25 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間において勤務していた A 社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、勤務していた事実と給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとする A 社は、社会保険事務所の記録によると、A 社又は名称が類似した事業所で厚生年金保険の適用事業所となっているものは無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、公共職業安定所に確認したところ、A 社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、当時の事業主であったとする者は所在が不明であり、申立てに係る供述等を得ることができず、また、申立人が一緒に働いていたとする同僚二人については、社会保険事務所の記録によると、一人は申立期間において厚生年金保険の加入記録が無く、もう一人は他の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、A 社においては厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 15 日から同年 12 月 10 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社では昭和 48 年 9 月から正社員として勤務しており、採用時から厚生年金保険に加入していたと思われるので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A社において、昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 9 月 1 日までの期間となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

さらに、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和 48 年 12 月 10 日から 53 年 9 月 2 日までの期間はA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、A社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用関係について照会したところ、「当時の賃金台帳等の関係書類が残されておらず、申立人の雇用状況については確認できない。また、資格取得届関係の資料が無く、申立人について、申立てどおりの資格取得に関する届出を行ったか否かについても確認できない。」との回答を得ている上、申立人が一緒に働いていたと名

前を挙げている同僚の一人は、「申立人は勤務していたが、勤務していた時期については覚えていない。」と述べており、他の複数の同僚からは、「採用当初は見習期間で厚生年金保険には加入させてもらえなかった。2か月から3か月の見習期間を経て正職員となった後、厚生年金保険に加入させてもらった。」との供述を得ており、当時の事業主は、従業員採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。しかし、当時のA事業所長の証明印がある「年金手帳」を所持しており、同手帳には、厚生年金保険の資格取得日が昭和 45 年 5 月 1 日と記載されていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A事業所において、昭和 45 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

さらに、社会保険事務所の被保険者記録によると、昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの期間はA事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間については、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、A事業所が独自に発行している年金手帳に記載されている加入記録と厚生年金保険の加入期間との相違を申立てていることから、同事業所に照会したところ、「非常勤職員勤務記録票が保管されており、申立人の厚生年金保険の記録は、資格取得日は昭和 45 年 6 月 1 日、資格喪失日が 46 年 3 月 31 日と記載されている上、勤務実績記録欄においても、45 年 6 月から 46 年 3 月までの勤務日数及び支払給与額が記入されている。なお、

非常勤職員の雇用期間については 45 年 4 月以降制限され、申立人についても 10 か月未満の雇用期間となっている。」との回答を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。